

# はとやままちしょくいん しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん 鳩山町職員における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する

## たいおうきてい 対応規程

### しゆし (趣旨)

だいいちじょう この きてい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ  
第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

へいせいにじゅうごねんほうりつだいろくじゅうごごう い か ほう だいいちじゅうだいいつこう きてい  
(平成25年法律第65号。以下「法」という。) 第10条第1項の規定

もと しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん へいせい  
に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成

にじゅうななねんについにじゅうよつ か かくぎけつてい そく ほうだいななじょう きてい じこう かん  
27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、

ひつよう じこう さだ  
必要な事項を定めるものとする。

### ていぎ (定義)

だいにじょう この きてい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかくごう さだ  
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め  
るところによる。

いち じっしきかん ちょうちょう きょういくいいんかい しょかん しょうがっこうおよ ちゅうがっこう しょくいん  
(1) 実施機関 町長、教育委員会(所管する小学校及び中学校の職員

のぞ せんきょかんりいいんかい こうへいいんかい かんさいいん のうぎょういいんかい  
を除く。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、

こていしさんひょうかしんさいいんかいおよ ぎかい  
固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

に じっしきかん しょくいん じっしきかん じゅうじ ちほうこうむいんほう しょうわにじゅうごねん  
(2) 実施機関の職員 実施機関に従事する地方公務員法(昭和25年

ほうりつだいにひやくろくじゅういちごう だいさんじょう きてい ちほうこうむいん はとやまちょうりつ しょうがっこう  
法律第261号) 第3条に規定する地方公務員(鳩山町立の小学校

およ ちゅうがっこう じゅうじ しちようそんりつがっこうしよくいんきゅうよふたんほう しょうわにじゅうさんねんほうりつ  
及び中学校に従事する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律

だいひやくさんじゅうごごう だいいちじょう きてい しょういん のぞ  
第135号）第1条に規定する職員を除く。）をいう。

(3) しょう しょう しょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう かく  
障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含  
む。）その他<sup>た</sup>の心身<sup>しんしん</sup>の機能<sup>きのう</sup>の障がい<sup>しょう</sup>をいう。

(4) しょう しょう しょうがいしゃきほんほう しょうわよんじゅうごねんほうりつだいはちじゅうよんごう だいにじゅうだい  
障がい者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第

いちごう きてい しょう しゃ  
1号に規定する障がい者をいう。

(5) かんとくしゃ じっしきかん しょういん はとやままちぎょうせいそしききそく へいせいじゅうごねん  
監督者 実施機関の職員のうち鳩山町行政組織規則（平成15年

きそくだいなごう きてい かちようほ さそうとうしよくいじょう しょう もの  
規則第7号）に規定する課長補佐相当職以上の職にある者をいう。

ふとう さべつてきとりあつか きんし  
(不当な差別的取扱いの禁止)

だいさんじょう じっしきかん しょういん ほうだいななじょうだいいっこう きてい もと じむまた  
第3条 実施機関の職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は

じぎょう おこな あ しょう りゆう しょう しゃ もの ふとう  
事業を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない者と不当な

さべつてきとりあつか しょう しゃ けんりりえき しんがい  
差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならな  
い。

ごうりてきはいりよ ていきょう  
(合理的配慮の提供)

だいやんじょう じっしきかん しょういん ほうだいななじょうだいにこう きてい もと じむまた  
第4条 実施機関の職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は

じぎょう おこな あ しょう しゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう  
事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要として

むね い し ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう  
いる旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重で

しょう しゃ けんりりえき しんがい とうがいしょう  
ないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障



だいろくじょう じっしきかん しょくいん しょう しゃ たい ふとう きべつてきとりあつか また  
第6条 実施機関の職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又

は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供をしなかった場合に

おいて、その態様等によって、信用失墜行為又は全体の奉仕者たるにふさわ

しくない非行に該当すると認められるときは、地方公務員法第29条の

規定に基づく懲戒処分等に付されることがあるものとする。

そうだんたいせい せいび  
(相談体制の整備)

だいななじょう じっしきかん しょくいん しょう りゆう さべつ かん しょう  
第7条 実施機関の職員による障がいを理由とする差別に関して、障がい

者等からの相談に的確に対応するため、各課等に相談窓口を置く。

に しょう しゃとう そうだん ぜんこう そうだんまどぐち しょうり  
2 障がい者等からの相談は、前項の相談窓口において処理するものとする。

さん そうだん う ぼあい せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ たいめん  
3 相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

ほか、電話、ファクシミリ、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュ

ニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応

するものとする。

よん かくかとう そうだん しょうり おこな ぼあい しょう しゃとう とうがいしょうり  
4 各課等で相談の処理を行った場合において、障がい者等が当該処理につ

いて不服があるときは、健康福祉課又はその委託を受けた者が当該相談等を

しょうり  
処理するものとする。

けんしゅうおよ けいはつ  
(研修及び啓発)

第8条 町長は、障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>とする差別<sup>さべつ</sup>の解消<sup>かいしょう</sup>の推進<sup>すいしん</sup>を図<sup>はか</sup>るため、実施<sup>じっし</sup>

機関<sup>きかん</sup>の職員<sup>しょくいん</sup>に対し、必要<sup>たいひつよう</sup>な研修<sup>けんしゅう</sup>及び啓発<sup>けいはつ</sup>を行<sup>おこな</sup>うものとする。

2 新たに実施<sup>あら</sup>機関<sup>じっしきかん</sup>の職員<sup>しょくいん</sup>となった者<sup>もの</sup>に対しては、障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>とする差別<sup>さべつ</sup>

の解消<sup>かいしょう</sup>に関する基本<sup>かん</sup>的な事項<sup>きほんてき</sup>について理解<sup>じこう</sup>させるために、また、新たに<sup>あら</sup>

監督<sup>かんとく</sup>者<sup>しゃ</sup>となった実施<sup>じっしきかん</sup>機関<sup>しょくいん</sup>の職員<sup>たい</sup>に対しては、障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>とする差別<sup>さべつ</sup>の

解消<sup>かいしょう</sup>等<sup>とう</sup>に関し求め<sup>かん</sup>られる役割<sup>もと</sup>について理解<sup>やくわり</sup>させるために、それぞれ研修<sup>けんしゅう</sup>を

実施<sup>じっし</sup>するものとする。

(委任<sup>いにん</sup>)

第9条 この規程<sup>だいきゅうじょう</sup>に定め<sup>きてい</sup>るもの<sup>さだ</sup>のほか必要<sup>ひつよう</sup>な事項<sup>じこう</sup>は、町長<sup>ちょうちょう</sup>が別<sup>べつ</sup>に定め<sup>さだ</sup>る。

附 則<sup>ふそく</sup>

この訓令<sup>くんれい</sup>は、平成<sup>へいせい</sup>28年<sup>にじゅうはちねん</sup>4月<sup>しがつ</sup>1日<sup>いちにち</sup>から施行<sup>しこう</sup>する。